67 漁場環境保全・被害対策事業

【4,645(4,513)百万円】

対策のポイント

大型クラゲ等の有害生物被害対策、漁場造成技術の開発や赤潮対策等による漁場保全等を推進します。

く背景/課題>

・我が国周辺水域の漁場環境は、大型クラゲ等の有害生物や赤潮の出現、不法投棄漁具 や漂流・漂着ゴミの発生等で著しく悪化しており、国として緊急に、有害生物等によ る漁業被害の防止、不法投棄漁具等の対策、漁場造成技術の開発、漁場油濁被害対策 等により漁場保全、被害対策及び操業の確保を推進していくことが必要です。

政策目標

- 〇大型クラゲ等の有害生物による漁業被害を平成21年度レベル(被害件数:延べ55,628件)以下に抑制(平成25年度)
- 〇不法投棄漁具の回収等により、ズワイガニ資源の回復及び回収 漁場における今後10年間の漁獲金額の増加(平成25~34年度の10 年間で約22億円)

<主な内容>

1. 有害生物漁業被害防止総合対策事業 504(578)百万円 大型クラゲ等の有害生物について、混獲回避漁具の導入促進、駆除、陸上処理、 日中韓による大型クラゲ国際共同調査等を総合的に行うことを支援します。

> 「補助率:定額、1/2以内) 事業実施主体:民間団体等)

2. 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 758 (754) 百万円 漁場環境や生物多様性を保全していくために必要な漁場造成技術の開発や赤潮・ 貧酸素水塊発生対策等を推進します。

> 「補助率:定額、1/2以内) 、事業実施主体:民間団体等)

3. 漁場機能維持管理事業

3,018(2,357)百万円

韓国・中国等外国漁船の投棄漁具の回収・処分、緊急避泊対策等の外国漁船対策、 北方地域の領海における円滑な操業の確保や漂流・漂着ゴミ対策を支援します。

> 補助率:定額、1/2以内、2/5以内、1/3以内 事業実施主体:民間団体

お問い合わせ先:

1、2の事業 水産庁漁場資源課 (03-3502-8486 (直)) 3の事業 水産庁漁業調整課 (03-6744-2393 (直))